

各課直通電話

総務課	☎388-1111	福祉子ども課	☎388-1116
税務課	☎388-1112	建設課	☎388-1117
企画課	☎388-1113	水道課	☎388-1118
環境経済課	☎388-1114	教育文化課	☎388-3231
住民課	☎388-1115	会計課	☎388-1119
健康介護課	☎388-7171	議会事務局	☎388-1110

！福祉医療受給者証(重度・母子・父子)更新の手続きを忘れずに

「福祉医療受給者証(重度心身障がい者・母子家庭等・父子家庭)」をお持ちの方は、9月30日で有効期限が満了となりますので、更新の手続きが必要です。

この手続きをされないと、10月から医療費の助成が受けられなくなります。必ず更新の手続きをしてください。

また、郵便での申請も受け付けます。詳しくは、お送りする更新案内をご覧ください。

【申請期間】9月9日(金)～30日(金)

【持ち物】・更新案内兼申請書

- ・認印
- ・健康保険証
- ・現在使用中の受給者証
- ・振込先金融機関の預金通帳など
- ・個人番号(マイナンバー)が確認できるもの(通知カード、個人番号カードなど)

【申請・問合先】住民課

！全国一斉「高齢者・障がい者の人権あんしん相談」電話相談所

誰にも打ち明けることのできない悩みを抱えている高齢者や障がい者の方の電話相談に応じます。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご利用ください。

【日時】9月5日(月)～11日(日)

【場所】平日:午前8時30分～午後7時
土・日:午前10時～午後5時

【相談・問合先】岐阜地方法務局 ☎0570-003-110

！臨時福祉給付金、障害・遺族年金受給者向け給付金の受付を開始します

1.臨時福祉給付金

消費税8%への引上げによる影響を緩和するため、給付金を支給します。

【対象者】平成28年度分の住民税が課税されていない方

【支給金額】対象者1人につき3,000円

2.障害・遺族年金受給者向け給付金

一億総活躍社会の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい低年金受給者への支援のため、給付金を支給します。

【対象者】1の給付金支給対象者のうち、平成28年5月分の障害基礎年金、遺族基礎年金などを受給されている方(高齢者向け給付金を受給された方は、対象外)

【支給金額】対象者1人につき30,000円

3.共通事項

対象となる可能性のある方へは9月12日(月)に申請書を発送します。(平成28年1月1日時点で住民登録がある市町村へ申請してください。)

【申請受付日時】9月14日(水)～12月15日(木)
午前8時30分～午後5時15分

※土日、祝日は窓口受付を行っていません。

【申請方法】郵送または役場給付金受付窓口へ申請

【持ち物】申請書、認印、本人確認書類、口座が確認できる書類

※詳しくは申請書に同封されているチラシをご覧ください。

【問合先】福祉子ども課

(申請受付期間内は特設窓口☎388-1140)

アイロンを使用したお仕事です
内職経験者大歓迎

単価20円～

内職者募集!!

エレガンス-e ☎058-387-9305
羽島郡笠松町春日町26-1ビジネスビル3F



住宅性能保証制度
登録店

住まいのバイオニア
総合建設請負業

安藤建設(株)

江川71
TEL 388-0077
FAX 387-1515